



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年6月20日金曜日 第1467号

◇ 目 次 ◇ 規 則

県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則の一部を改正する規則..... 697

告 示

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の一部改正..... 697
指定居宅支援事業者の指定（3件）..... 697
医師の指定..... 698
指定医師の所在地の変更..... 699
医療機関の指定..... 699
指定医師の辞退の届出..... 699
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認..... 699
保安林の指定..... 699
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）..... 700
道路の供用開始（ " " ）..... 700
道路の位置の指定..... 700

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 700
地方労働委員会第36期委員候補者の推薦..... 701
争議行為の通知の公表..... 703

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 703

任 免 辞 令

大塚伸之外..... 703

規 則

○愛媛県規則第49号

県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則

の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則の一部を改正する規則

県税及び県税に伴う徴収金の郵便振替払込等に関する規則（昭和39年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

。

第3条及び第4条中「即時払」を「払出し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1354号

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書（昭和47年12月愛媛県告示第1173号）の一部を次のように改正し、平成15年6月23日から施行する。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

様式（表）中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「（昭和37年法律第134号）」を加え、「または」を「又は」に改め、同様式（裏）中「抜すい」を「抜粋」に、「職員に」を「職員に、」に、「3万円」を「50万円」に改める。

○愛媛県告示第1355号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300086119	介護センターアットホーム合資会社	宇和島市榊形町2丁目1番6号	酒井琢己	児童居宅介護	介護センターアットホーム	宇和島市榊形町2丁目1番6号	平成15年6月1日
38000300087117	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	菅貞道	児童居宅介護	社会福祉法人大三島町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字野々江2435番地2	平成15年6月1日
38000300088115	社会福祉法人双海町社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	吉野一徳	児童居宅介護	双海町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	平成15年6月1日

○愛媛県告示第1356号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100098116	介護センターアット ホーム合資会社	宇和島市榊形町2丁目 1番6号	酒 井 琢 己	身体障害者居 宅介護	介護センターアット ホーム	宇和島市榊形町2丁目 1番6号	平成15年 6月1日
38000100099130	宇摩地区広域市町村 圏組合	伊予三島市中央5丁目 9番54号	篠 永 善 雄	身体障害者短 期入所	身体障害者短期入所 事業所豊寿園	宇摩郡土居町大字津 根2639番地	平成15年 6月1日
38000100100110	社会福祉法人大三島 町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字 野々江2435番地2	菅 貞 道	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人大三島 町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字 野々江2435番地2	平成15年 6月1日
38000100101118	社会福祉法人双海町 社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上 灘甲5821番地6	吉 野 一 徳	身体障害者居 宅介護	双海町社会福祉協議 会指定居宅介護事業 所	伊予郡双海町大字上 灘甲5821番地6	平成15年 6月1日

○愛媛県告示第1357号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200113112	介護センターアット ホーム合資会社	宇和島市榊形町2丁目 1番6号	酒 井 琢 己	知的障害者居 宅介護	介護センターアット ホーム	宇和島市榊形町2丁目 1番6号	平成15年 6月1日
38000200114110	社会福祉法人大三島 町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字 野々江2435番地2	菅 貞 道	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人大三島 町社会福祉協議会	越智郡大三島町大字 野々江2435番地2	平成15年 6月1日
38000200115117	社会福祉法人双海町 社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上 灘甲5821番地6	吉 野 一 徳	知的障害者居 宅介護	双海町社会福祉協議 会指定居宅介護事業 所	伊予郡双海町大字上 灘甲5821番地6	平成15年 6月1日

○愛媛県告示第1358号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
じん臓機能障害	内 科	住友別子病院	市 川 晴 夫	新居浜市王子町3番1号	平成 15年6月2日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	古 賀 繁 宏	今治市石井町4丁目5番5	〃
肢体不自由・心臓・音声又は 言語機能障害	内 科	愛媛大学医学部附 属病院	伊賀瀬 道 也	温泉郡重信町大字志津川	〃
肢 体 不 自 由	脳神経外科	〃	原 田 広 信	〃	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機 能障害	泌 尿 器 科	〃	丹 司 望	〃	〃
〃	〃	〃	島 本 憲 司	〃	〃
〃	〃	〃	山 口 晶 子	〃	〃
〃	〃	〃	宮 内 勇 貴	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	内 科	くきた内科クリニ ック	莖 田 仁 志	宇和島市中沢町2丁目4番5号	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機 能障害	〃	ま な べ 病 院	平 井 武 子	西条市氷見丙477番地	〃
肢 体 不 自 由	外 科	医療法人しませ医 院	島 瀬 公 一	宇和島市保田甲856 - 1	〃

心臓機能障害	循環器科	国立療養所愛媛病院	佐藤 真	温泉郡重信町横河原366番地	〃
呼吸器機能障害	呼吸器科	〃	佐藤 千賀	〃	〃
肢体不自由	整形外科	〃	深澤 知美	〃	〃
心臓・呼吸器機能障害	外科	〃	廣田 昌紀	〃	〃
肢体不自由	神経内科	〃	永井 勅久	〃	〃

○愛媛県告示第1359号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
谷井 実	生協宇摩診療所	伊予三島市寒川町2912-1	新居浜協立病院	新居浜市若水町1丁目7-45	平成15年5月7日
小原朝彦	新居浜協立病院	新居浜市若水町1丁目7-45	生協宇摩診療所	伊予三島市寒川町2912-1	平成15年5月6日
脇坂浩之	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1360号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
なごみ調剤薬局	伊予郡砥部町高尾田857番地3	〃	平成15年6月1日
まつもと調剤薬局	八幡浜市大字大平1番耕地774-6		平成15年6月1日

○愛媛県告示第1361号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
呼吸器機能障害	内科	愛媛大学医学部附属病院	横山 彰仁	温泉郡重信町大字志津川	平成15年3月31日
肢体不自由・じん臓・呼吸器機能障害	小児科	やくしじこどもクリニック	薬師寺 直之	宇和島市泉町2丁目2-10	平成15年5月13日

○愛媛県告示第1362号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

承認を受けた農地保有合理化法人の名称	承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
社団法人広見町農業公社	法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事業	平成15年6月11日

○愛媛県告示第1363号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領 174 の15、174 の37、174 の39
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西条市藤之石字吉居乙27、乙28、乙81の1、乙82、乙83の1、乙83の2、乙84、乙85の1、乙85の2、乙91、乙92の1、乙92の2、乙93から乙96まで、乙103の1、乙111の1、乙115の1、乙116、乙118の1、乙127の1、乙127の2、乙129から乙133まで、乙134の3、乙135、乙144、東之川字川出乙25、乙26の1から乙26の3まで、乙27、乙62から乙64まで、乙67、乙68、乙

72、乙73、乙74の1、乙74の2、乙75から乙80まで、字カゲ崎丙128から丙134まで、西之川字式之瀧丁12

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	宇摩郡土居町大字藤原6番耕地58番2地先から 同大字6番耕地91番2地先まで	旧	メートル 11.2~13.6	キロメートル 0.128	
			新	12.2~41.5	0.128	

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	宇摩郡土居町大字藤原6番耕地58番2地先から 同大字6番耕地91番2地先まで	平成15年6月20日

○愛媛県告示第1366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成15年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予三島市宮川1丁目字神之元1173番2及び1173番8並びに1173番2地先農道及び水路

2 申請人の住所氏名

伊予三島市村松町887番地
株式会社 ゴークラ
代表取締役 合田 剛

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年6月5日	特定非営利活動法人 食品治療学研究所	吉 村 裕 之	温泉郡川内町大字則之内甲2169 番地1	この法人は、健康の維持・増進・回復に対する食品の有用性を産学官の連携により、科学的に評価する事業を行い、国民の健康な生活の質的向上に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県地方労働委員会第36期委員候補者の推薦について

第35期愛媛県地方労働委員会委員の任期が平成15年7月30日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県地方労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 推薦者の資格

- 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成15年6月20日〔金〕から30日〔月〕まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成15年6月30日〔月〕までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県地方労働委員会の証明書

- 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名
イ 生年月日
ウ 本 籍
エ 現 住 所
オ 学 歴

カ 経 歴

キ 所属政党

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項

の規定により、愛媛県地方労働委員会 労働者委員 の候補者とし
使用者委員

て次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所 属 労 働 組 合 又 は 所 属 会 社 及 び そ の 地 位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は抹消すること

○公 告

争議行為の通知の公表について

堀江病院医療労働協議会執行委員長山本真一から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成15年6月13日あったので公表する。

平成15年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 目的 平成15年度賃金引き上げ
- 2 日時 平成15年6月24日正午以降本問題が完全解決に至るまで
- 3 場所 医療法人佑心会堀江病院（松山市福角町1582番地）における同組合員が所属する全職場
- 4 概要 上記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年6月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,213,063
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,262
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,844
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	378,953	126,318
今治市	95,205	31,735
宇和島市	50,007	16,669
八幡浜市	26,738	8,913
新居浜市	103,627	34,543
西条市	47,102	15,701
大洲市	30,760	10,254
川之江市	30,637	10,213
伊予三島市	30,434	10,145
伊予市	24,709	8,237
北条市	23,762	7,921
東予市	27,052	9,018
宇摩郡	15,814	5,272
周桑郡	19,400	6,467
越智郡	59,517	19,839

温泉郡	33,054	11,018
上浮穴郡	13,467	4,489
伊予郡	51,841	17,281
喜多郡	25,446	8,482
西宇和郡	27,765	9,255
東宇和郡	31,502	10,501
北宇和郡	42,377	14,126
南宇和郡	23,894	7,965

任 免 辞 令

○任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 大塚 伸之
 同 大塚 奈穂子
 同 大西 展樹
 同 兒 玉 明洋
 同 松 本 健吾

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）
 （各通）

6月1日

土井 貴明
 兵頭 真紀
 越智 貴紀
 山内 美奈

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1級を命ずる

技師を命ずる

保健福祉部管理局保健福祉課勤務を命ずる（各通）

館野 晋治

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（二）2級を命ずる

技師を命ずる

西条地方局勤務を命ずる

